# くらりの情 0

## 「静岡県カヌースラロームチャレンジ大会|開催

町教育委員会は10月14日、奥 大井八木カヌー競技場で「静岡 県カヌースラロームチャレンジ 大会 を開催しました。

参加者は県外を含め28人。本 川根中学校生徒も7人参加しま した。性別、年代別の部門で競 技を行いました。スラロームは 急流の中に設置されたゲートを 通過しながら、決められた区間 のタイムを競う競技です。

参加者は秋晴れの下、急流を

果敢にアタックしていました。 部門別優勝者は次の皆さんです。 【男子】 ▷一般·三宅雄太朗(静岡 市) ▷シニア・伊東卓哉(東京都) ▷ジュニア・伊東祥吾(東京都) ▷初心者·小島駿太朗(島田市) ▷ロデオ艇・佐藤誠之(吉田町) 【女子】▷一般・山口雅代(静岡 市) ▷ロデオ艇・佐藤えり子(吉 田町)

【問】B&G海洋センター

**2**(59)3332





## 旅行口コミサイトで「寸又峡夢の吊橋」が10選に

世界最大級の旅行口コミサイ ト[トリップアドバイザー|が企 画した"死ぬまでに渡りたい世 界の徒歩吊り橋10"に、本町寸 又峡温泉の「夢の吊橋」が選ばれ ました。

国内で選出されたのは、「夢の 吊橋 と徳島県の「かずら橋」の 2つだけです。海外からは高さ 316行を誇るアメリカ・コロラ ド州にある「ロイヤルゴージブ リッジ|や全長620行のオース トラリア・タスマニアにある[タ フーンフォレストエアウォーク| など8つが選ばれています。

インターネットで"死ぬまで に渡りたい世界の徒歩吊り橋 10"と検索してみてください。



▲寸又峡「夢の吊橋| 「ふじのくにエンゼルパワースポット」 にも選ばれています。

#### 川根本町の人口 平成24年11月1日現在

世帯数	3,013 世帯( - 4)	出生	3 人
総人口	8,075 人 (-14)	死亡	11人
男性	3,939 人 ( -7)	転入	11人
女性	4,136 人 ( -7)	転出	17人

※( )内は前月比、右欄は今月中の異動 ※外国人の数を含む

# 今月の納期

固定資産税 第3期分 国民健康保険税 第6期分 後期高齢者医療保険料 第5期分

納期限は12月28日です。口座振替の人 は12月28日に引き落とされます。残高 の確認をお願いします。

税務課 ☎ (56) 2223

☆補聴器の お取扱い☆

# ジーエヌリサウンド補聴器&耳

フジ医療器が代理店として販売するジーエヌリサウンド社製補聴器の販売を致しております。 当店・フジ医療器担当者がお宅へお伺いして販売・機器設定を行います。電池の在庫も有ります。

※農機具の購入・修理・改造など、お気軽に御相談下 さい。地域のお店だからこそ、丁寧に、解りやすく、 迅速に対応いたします!

■ 川根本町上長尾795-1 IP電話☎050-3363-2252 **☎**56-0006 **Ѭ** 56-0009

#### 家事事件の手続が新しく 平成25年1月1日施行

#### 静岡家庭裁判所事務局

平成23年5月25日に公布された家事事件手続法が、平成25年1月1日から施行されます。

#### 【家事事件手続法とは何を定めた 法律ですか?】

家事事件手続法とは、家事事件 (夫婦間の紛争や成年後見など家 庭に関する事件のことをいい、家 事審判に関する事件と家事調停に 関する事件に分かれます)の手続 を定める法律です。

※家事審判は、裁判官がさまざまな資料に基づいて判断し決定する手続です。家事調停は、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続です。

#### 【どうして家事事件手続法が制定 されたのですか?】

これまで家事事件の手続については家事審判法が定められており、同法は昭和22年の制定以降、大きな改正がされていませんでしたが、この間、わが国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきました。

そこで、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、全面的に見直し、新たに家事事件手続法が制定されることになりました。

【具体的にはどのような点が見直 されたのですか?】 見直しのポイントとなったのは主に次の点です。

- ○当事者等の手続保障を図るための制度を充実させること
- ▽家事事件の手続を、国民にとって、より利用しやすいものとすること
- ▶手続の基本的事項を整備すること

【**問**】静岡地方裁判所事務局総務課 庶務係

**2**054(273)5454

#### 平成26年1月から記帳・帳簿等 の保存制度の対象者が拡大

#### 島田税務署

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保 存制度につきましては、所得税の 申告が必要ない方も対象となりま す。

詳細は、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) に掲載 されていますので、ご覧ください。

くわしくは、最寄りの税務署に お問い合わせください。

【問】島田税務署 ☎(37)3121

#### 医療従事者の皆さん 業務従事者届出を忘れずに

#### 県健康福祉部

平成24年12月31日現在におい

て就業している医療従事者は、業 務従事者届出が必要です。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士および歯科技工士は、各法律により、2年に一度、12月31日現在の就業状況(ただし、医師、歯科医師および薬剤師はすべての有資格者)を届け出なければなりません。

12月中旬ころ、県から各職場を 通じて「届出票」を配布しますので、 期限までに就業地(医師、歯科医師 および薬剤師は住所地でも可)を 管轄する保健所まで御提出をお願 いします。

万一、届出票が配布されない場合は、最寄りの保健所まで御連絡願います。

#### 提出期限

平成25年1月15日(火)

#### 提出先

- ▷医師・歯科医師・薬剤師の場合 「就業地または住所地を管轄する保健所」
- ○保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の場合

「就業地を管轄する保健所」

#### 【問】

- ▷医師・歯科医師・薬剤師について 「県健康福祉部管理局政策監付 企画班」 ☎054(221)3357
- ▷保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について「県健康福祉部医療健康局地域医療課医療人材班」
  - **2**054(221)2434

# 小売りいたします お気軽にどうぞ 町内への配達もいたします 新坂本園

川根本町上岸110 ☎ 0547-59-2155

墓石・燈籠・各種石材加工

# 藤田石材店

川根本町上長尾861-35 ☎·20547-56-1177 http://www.citydo.com/sp/0547-56-1177